

第100回定例会

下北地域広域行政事務組合議会会議録

平成26年 3月25日

下北地域広域行政事務組合議会

下北地域広域行政事務組合議会第100回定例会会議録

議事日程

平成26年3月25日（火曜日）午後2時開会・開議

◎ 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 平成26年度運営方針

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 一般質問

第6 議案審議（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 1号 下北地域広域行政事務組合一般廃棄物処理料金等審議会条例
- (2) 議案第 2号 下北地域広域行政事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例
- (3) 議案第 3号 下北地域広域行政事務組合事務局設置条例の一部を改正する等の条例
- (4) 議案第 4号 下北地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第 5号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第 6号 下北地域広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第 7号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例
- (8) 議案第 8号 平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算
- (9) 議案第 9号 平成26年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20人）

1番	横垣成年	2番	村川壽司
3番	東健而	4番	中村正志
5番	富岡修徳	6番	佐々木隆徳
7番	斉藤孝昭	8番	菊池光弘
9番	白井二郎	10番	傳法清孝
11番	千代谷誠	12番	二本柳貞一
13番	相内祥一	15番	菊池隆年
16番	竹内修	17番	田中岩男
18番	柴崎伸也	19番	沖津正義
20番	中村勉	21番	半田秋

欠席議員（1人）

14番	平井賢一
-----	------

説明のため出席した者

管理者	宮下順一郎	代表者	金澤満春
副管理者	越善靖夫	副管理者	飯田浩一
副管理者	中谷純逸	副管理者	野坂充
代表委員	阿部昇	会計管理者	鹿内徹
監査委員	阿部昇	出納室長	鹿内徹
事務局長	川西彰	消防長	山本伸一
消防本部長	大久嘉範	事務局次長	笠井哲哉
副理事長	笹谷光久	はまゆり学	山中勝
副理事長	笹谷光久	園長	山中勝
施設課長	杉山浩一	監査委員	星久南
施設課長	杉山浩一	事務局長	星久南
消防本部長	櫻井以文	副理事長	平尾和夫
消防本部長	櫻井以文	消防課長	平尾和夫
消防本部長	田中誠	消防署長	若山典夫
消防本部長	田中誠	消防署長	若山典夫
消防本部長	山本義隆	消防署長	木下裕司
消防本部長	山本義隆	消防署長	木下裕司
消防本部長	木村勝則	消防署長	坂本辰治
消防本部長	木村勝則	消防署長	坂本辰治
消防本部長	菊池尚	消防署長	川崎尚昌
消防本部長	菊池尚	消防署長	川崎尚昌

大間
消防署
佐分長

東 出 直 武

事務局職員出席者

總務課
總括主幹
總務係
課長

伊 藤 泰 成
工 藤 定 光

總務課
總括主幹

鍋 谷 和 範

◎開会及び開議の宣告

午後 2時00分 開会・開議

○議長（半田義秋） ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第100回定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は20名で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（半田義秋） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

まず、本日管理者から、今定例会提出議案の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配付しております。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（半田義秋） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、4番中村正志議員及び15番菊池隆年議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（半田義秋） 次は、日程第2 会期の決定

を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 平成26年度運営方針

○議長（半田義秋） 次は、日程第3 平成26年度運営方針を行います。

管理者から運営方針の説明を求めます。管理者。（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 下北地域広域行政事務組合議会第100回定例会の開会に当たりまして、平成26年度の運営方針を申し述べ、議員各位並びに圏域住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

我が国の経済状況は、景気対策効果や増税前の駆け込み需要により、景気は緩やかに回復しつつあると言われてはいますが、消費税率引き上げ後の景気動向が見通せない中、財政力の弱い圏域市町村にあっては、依然として厳しい財政運営を強いられるものと認識しております。

このような状況にあって、当組合は、構成市町村に共通する事務を共同処理しておりますが、多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、事務事業・組織機構について不断の見直しを行い、徹底した経費節減を図りながら、広域行政をより一層推進し、重要課題への積極的な対応に努めてまいり所存であります。

それでは、共同処理しております事務につきまして、その施策を申し上げます。

まず、下北文化会館についてであります。当館は、下北圏域住民の文化活動及び集会等の場の

提供、芸術文化の向上及び住民福祉の向上に資することを目的として、これまで多くの皆様にご利用いただいております。

また、昨年11月末のむつ市民体育館の閉鎖に伴い、災害時の新しい避難所としての役割も担っております。

築28年を経過し、施設、設備等にかかなりの経年劣化が見受けられることから、会館利用者に不便をかけることのないよう、財政事情を勘案しながら施設の維持管理に万全を期してまいります。

施設の改修計画に従い、平成25年度は、「屋上防水改修工事」、「給水主配管改修工事」等を実施しております。

そして、平成26年度は、「空調設備改修工事」、「給水給湯設備改修工事」等を予定しております。

指定管理者においては、音楽分野に長年携わってきた経験や人脈、ノウハウ等を活かした事業を多数実施しておりますことから、今後とも、芸術・文化活動等振興のため、多彩な事業を実施し、圏域住民にすぐれた文化芸術に接する機会を提供されるよう期待しております。

次に、はまゆり学園についてであります。近年、少子化や特殊教育の充実及び在宅福祉の充実等により、障害児入所施設の入所者数は減少傾向にあります。

このことを踏まえ、平成25年度から入所定員の削減を図ったところであります。

また、建替事業であります。本年夏ごろの園舎完成を予定しております。さらに、平成26・27年度で体育館建設、外構整備を行い、平成27年秋ごろの全体事業完了を予定しております。

新園舎が完成いたしますと、入所環境が大幅に改善されますことから、より良質なサービスが可能になるものと期待しております。

次に、むつ衛生センターについてであります。平成25年度から5カ年の包括契約に移行し、構成

市町村の財政負担を平準化するとともに、経費の軽減に努めているところであります。

今後も適正な維持管理を行い、安定操業に努めてまいります。

次に、アックス・グリーンについてであります。供用開始から11年目に入った昨年は、施設トラブルが相次ぎ、議員各位、圏域住民の皆様にご多大なご心配、ご迷惑をおかけしたところであります。

その後については、議員各位にご報告いたしましたとおり、施設総点検の実施など再発防止に努めているところであり、引き続き、安全・安定操業に努めてまいり所存であります。

一方で、新焼却炉整備が大きな課題となっております。

このため、新年度は、新焼却炉整備に係る基本構想策定に入り、並行して、新焼却炉の事業実施主体すなわち、共同処理でいくのか、市町村単独でいくのか等について検討してまいります。

次に、広域消防についてであります。異常気象の影響により、全国各地では大規模な自然災害が発生、さらには、多数の死傷者が生じる人為的災害も発生しております。

また、高齢者人口の占める割合が高くなっているため、救急出場件数も毎年増加傾向にあり、消防に寄せられる地域住民の期待は、ますます大きくなってまいります。

これに因應するため、より一層の広域消防体制の充実強化を図るとともに、構成市町村の消防関係機関との万全な協力体制を保ちながら、防火・防災意識の高揚に努め、安全で災害に強く安心して住み続けられるまちづくりに積極的に取り組んでまいります。

まず、予防体制についてであります。消防法の改正により、平成20年6月から設置が義務化されました住宅用火災警報器は、施行から5年を経

過し、普及率も次第に高くなってきておりますが、まだまだ普及させなければならない状況にあります。

災害弱者であります高齢者や乳幼児等の逃げ遅れを防ぐ有効な手段の一つですので、未設置住宅については、設置率の向上に努める一方、維持管理の指導もあわせて実施したいと考えております。

また、不特定多数の住民が入り出る防火対象物の防火管理体制並びに危険物施設の保安体制の指導強化を推し進めるとともに、効率的な立入検査の実施と違反是正の徹底を図ってまいります。

さらに、婦人・少年・幼年消防クラブの活動支援や、住宅防火モデル地区の指定を通じ、地域住民の防火・防災意識の普及啓発の充実も進めてまいります。

次に、救急体制についてであります。救急出場件数の増加に対応するため、より高度な救急体制を進めるとともに、救急車の適正利用に関する啓発活動もあわせて実施してまいります。

また、救命率の向上を図るため、積極的に救急救命士の養成・再教育に取り組むとともに、地域住民へのAEDの取扱指導、普通救命講習の実施、119番通報時における口頭指導など、救急初動時における的確な応急手当の確立も進めてまいります。

次に、警防体制についてであります。災害時における被害軽減等に重点を置いております常備消防の強化はもちろんのこと、「地域防災」の要となる消防団との連携を今まで以上に密にして、地域の総合的な防災体制確立の取り組みも進めてまいります。

また、広域化、大規模化傾向にある自然災害等に対応するため、国、県並びに構成市町村との協力体制をより強固にするとともに、医療機関との連携に重点を置いた救急体制の充実、職員による

各種訓練の実施など、防災及び救急援助活動体制の強化も図ってまいります。

次に、通信指令業務についてであります。平成25年度から高機能消防指令センターの運用により、下北消防管内における119番通報受理と管内消防機関への出場指令業務の一括管理を開始いたしました。今後は、高機能消防指令センターの設備・装置を存分に活用しながら、通信職員の適正配置を目指すとともに、熟練度を高め、迅速・的確な出場指令体制を確立してまいります。

また、電波法の改正に伴う、平成28年5月を期限とする消防救急無線のデジタル化についてであります。平成26年度において消防救急無線デジタル化事業を実施いたします。災害現場における迅速な消防活動のためにも必要不可欠な事業であることから、厳しい財政状況の中ではありますが、円滑な移行を進めてまいりたいと考えております。

以上、当組合の運営方針を述べましたが、今後とも、地域住民の福祉の向上と地域発展のために努力してまいりますので、議員並びに圏域住民の皆様には、重ねて御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（半田義秋） これで運営方針の説明を終わります。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（半田義秋） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第1号から議案第9号までを一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） ただいま上程されました

9議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第1号 下北地域広域行政事務組合一般廃棄物処理料金等審議会条例についてですが、本案は、一般廃棄物処理における手数料の適正化について調査審議するため、附属機関を設置するものであります。

次に、議案第2号 下北地域広域行政事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例についてですが、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の制定に伴う消防組織法の一部改正により、消防長及び消防署長の資格を定めるためのものであります。

次に、議案第3号 下北地域広域行政事務組合事務局設置条例の一部を改正する等の条例についてですが、本案は、国の広域行政圏計画策定要綱が廃止されたことに伴い、事務局が所掌する事務から関連する事項を削除するとともに、下北地域広域市町村圏計画審議会条例を廃止するものであります。

次に、議案第4号 下北地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、下北地域広域市町村圏計画審議会の廃止及び下北地域広域行政事務組合一般廃棄物処理料金等審議会の設置に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、青森県人事委員会が行った県職員の給与に関する勧告に鑑み、組合において四輪自動車を使用する職員の通勤手当の上限額を改定するためのものであります。

次に、議案第6号 下北地域広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、廃棄物等処理施設のペットボト

ル圧縮梱包設備整備に係る起債償還が平成26年度から開始となることを受け、起債償還に要する経費について、関係市町村の負担金の分賦方法を定めるためのものであります。

次に、議案第7号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防事務に関する手数料について所要の改正を行うほか、手数料の徴収項目を追加するものであります。

次に、議案第8号 平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてですが、本案で提案いたします補正予算は、6,111万3,000円の減額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、62億2,190万5,000円となります。

まず、歳出についてですが、各款にわたり、決算見込みにより増減調整しております。

文化会館費では、電気料金の値上がり等に伴い指定管理料を増額しております。

また、民生費では、はまゆり学園管理費と建替整備に係る事業費を、それぞれ決算見込みにより減額しております。

衛生費のうち塵芥処理費では、粗大ごみ等の搬入量増加により、処理困難物等処理委託料を増額しております。

また、し尿処理費では、助燃剤再資源化業務委託料等の運転管理に要する経費を減額し、中継槽処理費では、し尿運搬業務委託料を決算見込みにより減額しております。

次に、歳入についてですが、分担金及び負担金では、歳出との関連で関係市町村の負担金をそれぞれ増減調整しております。

諸収入のうち受託事業収入では、非常備消防費に係る受託金を決算見込みにより減額しております。

また、組合債では、それぞれの事業費の確定に伴い、組合債の変更を行っております。

次に、議案第9号 平成26年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出とも80億3,735万8,000円となります。これを平成25年度当初予算と比較しますと、金額で16億2,203万4,000円、伸び率では25.3%の増となっております。

予算総額が増となりました主な要因につきましては、歳出では、はまゆり学園建替工事が2年目となり約9,800万円の減となったものの、下北文化会館の工事請負費の増等により約5,500万円の増、衛生費において、塵芥処理費及びし尿処理費の委託料で消費税率引き上げ及び電気料金の値上げ等により約1億3,700万円の増、消防費において、消防本部費では高機能消防指令センター保守管理業務委託料等により約3,200万円の増、消防救急デジタル無線整備工事により約12億4,000万円の増、むつ諸費では救助工作車購入事業等により約1億8,000万円の増、大湊署費では庁舎建設用地買収事業等により約6,800万円の増となったことによるものであります。

一方、歳入では、分担金及び負担金で約5億3,800万円の増、組合債において、消防救急デジタル無線整備工事等により、約10億9,100万円の増となっております。

まず、歳出の主なものについてであります。議会費及び総務費には、それぞれの事務に要する経費を計上しております。

文化会館費には、文化会館の指定管理料のほか、空調設備改修工事等に要する経費を計上しております。

民生費には、はまゆり学園の管理運営に要する経費及びはまゆり学園建替事業費を計上しております。

衛生費のうち塵芥処理費には、アクセス・グリ

ーンの管理運営に要する経費を、し尿処理費には、むつ衛生センターの管理運営に要する経費を計上しております。

消防費には、消防本部、消防署及び消防分署の事務事業に要する経費のほか、非常備消防費としてむつ市消防団、大間町消防団、風間浦村消防団及び佐井村消防団の事務受託に要する経費を計上しております。

公債費には、組合債の元利償還金を計上しております。

次に、歳入についてであります。分担金及び負担金には、関係市町村の負担金として60億6,020万4,000円を計上しております。これを平成25年度と比較しますと、金額で5億3,754万1,000円、伸び率では9.7%の増となっております。

県支出金には、はまゆり学園に係る県支援費を計上しております。

繰入金には、財政調整基金から3,050万円を繰り入れしております。

諸収入には、非常備消防に係る関係市町村からの受託収入金を計上しております。

組合債には、消防救急デジタル無線整備工事、はまゆり学園建替事業のほか、大湊署庁舎建設用地買収事業など、事業との関連で借入見込額を計上しております。

なお、下北文化会館舞台機構改修工事及び監理業務委託料につきましては、債務負担行為を設定しております。

以上をもちまして、上程されました9議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（半田義秋） これで提案理由の説明を終わります。

議員皆様には、前もって議案書を配付していることから、あえて議案熟考の時間は設けませんのでご了承ください。

◎日程第5 一般質問

○議長（半田義秋） 次は、日程第5 一般質問を行います。

◎横垣成年議員

○議長（半田義秋） まず、横垣成年議員の登壇を求めます。1番横垣成年議員。

（1番 横垣成年議員登壇）

○1番（横垣成年） 日本共産党の横垣です。一般質問をいたします。

まず、3.11大震災から3年が経過をいたしました。避難者は、全国で約26万7,000人、9万7,000の方が仮設住宅で暮らしているそうであります。8割以上が仮設を出る見通しがなく、なりわいの再建が困難な方は6割以上という状況と言われております。復興のおくれは、世界第3位の経済大国と言われながらも、富の分配の歪みを是正できない日本社会の病のあらわれでしかないということであります。一刻も早い復興を願い一般質問に入ります。

質問の第1点目、消防についてであります。大湊消防署についてお聞きをいたします。現大湊消防署は、昭和47年2月の建設でありますから、42年目の建物であります。低地でもあり、耐震構造にも問題があるように聞いております。早期に新大湊消防署を建設し、市民の安全安心とともに、職員にも安全に勤務していただける環境を整えるべきであります。新大湊消防署の進捗状況はどうなっているのかお聞きをいたします。

次に、女性消防職員の現状と今後についてであ

ります。女性消防職員は、現在何人いるのでしょうか。今後女性消防職員をどのようにしたいと考えているのでしょうか。世界男女平等度ランキングでは、日本は2012年度101番目から、2013年度は105番目へとランクを落としました。職場での男女格差が大きいことが影響しているようであります。

オリンピックを見ていると、女性の活躍は素晴らしいものであります。バイアスロンの射撃で、標的に全て当てる女性を見て、私は感銘しているところであります。私は、女性消防職員はもっとふやしていくべきと考えておりますが、管理者のお考えをお聞きいたします。

また、管内各施設は女性消防職員を配置できる環境が整った施設となっているのかどうかあわせてお聞きいたします。

次に、消防職員の勤務状況と改善についてであります。まず、消防職員の配置基準はどうなっているのか、満たしているのかどうかをお聞きいたします。

そして、毎回3月議会で聞いておりますが、消防職員の残業の状況、有給休暇の取得状況をお聞きいたします。

質問の2点目、焼却炉についてであります。新焼却炉への取り組みについてであります。まず、前回の議会から現在までの取り組みはどうだったのかをお聞きいたします。

次に、平成29年度に起債償還が終わることを考えれば、平成30年をめどに新焼却炉を目指すべきだと私は思います。予定どおり、あと10年間使用するかどうか、ここのところを明確にしないと、新焼却炉という事業は進まないのではないかと私は思っております。

また、アックス・グリーンと契約について、また新焼却炉について、どこまで踏み込んだ話ができていくかもあわせてお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（半田義秋） 管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 横垣議員ご質問の消防についての1点目、大湊消防署についてについてお答えいたします。

議員お尋ねの新大湊消防署の進捗状況はどうなっているかのご質問であります。現在の大湊消防署庁舎は、昭和40年代に建設された庁舎であることから、庁舎の老朽化が進み、不良箇所が生じてきておりますので、補修等を行いつつ、これまで庁舎の維持管理に努めてきたところであります。

このことを踏まえ、老朽度調査を実施した結果、大湊消防署庁舎建設事業を実施することとし、平成23年度に事業着手をしております。平成23年度は、庁舎候補地の地質調査を実施し、良好なボーリング調査結果を得たことから、平成24年度には庁舎基本構想を策定しております。この基本構想をもとに、用地の地権者に用地を消防署庁舎建設候補地として検討したい旨をお話しし、意向を確認したところ、地権者のご理解を得たことから、平成25年度において用地測量及び用地鑑定業務を実施しております。

用地測量の結果を踏まえ、数度にわたり地権者と交渉してまいりました。その結果、庁舎用地の規模についておおむねご理解をいただいたものと思っております。現在用地鑑定結果を踏まえ、地権者と用地取得交渉に当たっているところであります。

消防署庁舎建設用地ということであり、地権者からは好意的な感触を得ておりますので、平成26年度予算に用地取得費を計上させていただき、年度内取得を目指しているところであります。

以上が現時点までの大湊消防署庁舎建設事業の進捗状況であります。

次に、2点目の女性消防職員の現状と今後についての女性消防職員は現在何人いるかのご質問についてお答えいたします。

当組合消防本部に勤務している女性消防職員は、現在2名で、両名ともむつ消防署の警防隊に配備されております。平成20年度に1名、平成21年度に1名が採用となっており、男性消防職員と同様の勤務形態、職務を行っております。

次に、今後女性消防職員をどのようにしたいと考えているか、女性の比率をふやすのか、減らすのかのご質問についてであります。平成26年度の新採用消防職員は8名で、そのうち1名が女性となっております。当組合消防本部においては、女性消防職員数の割合を特に定めてはおりません。採用試験の成績が優秀な受験者を男女の区別なく採用しておりますので、その結果により、平成26年は女性1名を採用したところであります。

議員お尋ねの女性消防職員の占める比率につきましては、あくまでも採用試験の結果によるものとなりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、各施設は女性消防職員が配置できる施設となっているかのご質問についてであります。当組合消防本部には、5つの消防署、4つの消防分署、3つの分遣所がございます。そのうち女性消防職員が配置可能となる女性専用のトイレ、仮眠室、更衣室等を備えているところは、むつ消防署と大畑消防署の2消防署であります。ちなみに、トイレが男女別になっているところは、東通消防署と佐井消防分署で、残りにつきましては古い庁舎であることから、全て男女共用となっておりますので、女性消防職員の配置は難しいものと考えております。

次に、3点目の職員の勤務状況と改善についての職員の配置基準を満たしているかどうかのご質問についてお答えいたします。

消防職員数や消防ポンプ車などの装備につきましては、国が定めました消防力の整備指針によって、市町村が目標とすべき消防力の整備水準が定められており、総務省消防庁が3年に1度調査している消防施設整備計画実態調査に基づいて消防職員数等を定めております。

それによりますと、当組合消防本部の消防車両等の現有台数に基づく配置人員数は342名となりますが、現在の職員数と比較いたしますと、60名以上の増員が必要となります。

職員の増員には、多額の経費を要することから、この増員を実現するに当たっては、非常に難しい状況にあります。

配置基準に近づける方策といたしまして、平成24年度に定数条例を改正し、職員定数を290名にふやし、まずは基準人員の85%以上を確保したところでありますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、残業の状況、有給休暇の取得状況はどうかのご質問についてであります。詳細につきましては、担当よりご説明申し上げます。

次に、焼却炉についてのご質問にお答えいたします。まず、昨年9月議会以降の取り組みはどうなっているかとお尋ねですが、昨年9月議会閉会の直後、組合庁議を開催し、新焼却炉について協議を行っております。

新焼却炉の検討は、遅かれ早かれ必要となるものであります。早いほうがよいと判断し、開催したものであります。

運営方針でも申し述べましたが、新焼却炉整備に当たっては、まず共同処理でいくのか、市町村単独処理でいくのか、共同処理でいく場合はメンバーをどうするのか決める必要があります。そこが決まらないことには、建設規模も何も決まらないことから、基本構想策定と並行して枠組みの検討をしております。

とはいえ、新焼却炉整備に対する各自治体の考え方は、必ずしも一様ではないことから、枠組み最終判断までには長期を要するものと思われま

ず。枠組みが決まった後に建設場所、施設規模、処理方法など、具体的検討に取りかかることから、最終計画案の完成までには数年を要するものと思われま

ず。人口減少、ごみ量予測、循環型社会の形成、多額の財政負担など、廃棄物処理をめぐっては課題山積しておりますが、新年度基本構想策定に取りかかるということ、大きな一歩を踏み出すことになるものと認識しております。

次に、平成29年度に起債償還が終わることを考えれば、平成30年度をめどに新焼却炉を目指すべき、また予定どおりあと10年間使用するのかのお尋ねであります。現行契約は平成15年度から平成34年度までの20年契約でありますことから、契約当事者には、その間の契約履行義務があります。

当事者協議により、契約期間等の変更は可能ではありますが、今のところ当事者間に当該変更の意思がないことから、現行契約履行の立場に変わりないものであります。

次に、アックス・グリーンと契約について、または新焼却炉についてどこまで踏み込んだ話ができていくかのお尋ねですが、昨年3月、アックス・グリーンの親会社である三菱マテリアル担当部長が事務打ち合わせのため来訪した際、現行契約に関する言及があったとの報告を受けております。

その内容は、20年間操業の約束を履行する、ただし契約延長はしないので、新焼却炉の準備に取りかかっていたきたいというものであります。

昨年9月の庁議で、これを報告するとともに、

新施設の稼働が平成35年度から必要になること、すなわち、それまで新施設を完成させる必要があることについて、副管理者の皆様からご了解をいただいたところであります。

組合といたしましては、あらゆる角度から新焼却炉の検討をしてまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（山本伸一） 横垣議員の消防についてのご質問につきまして、管理者答弁に補足説明をいたします。

職員の勤務状況と改善についてのご質問の2点目、残業状況、有給休暇の取得状況はどうかについてであります。一昨年度及び昨年度の3月議会におきましても、横垣議員より同様のご質問をいただいております。議員には、消防職員の業務につきまして、日ごろより大変ご理解をいただいているところであります。

消防職員の勤務体制につきましては、以前にもご説明申し上げておりますことから、ご承知ことと存じますので、各施設の残業時間及び有給休暇の取得状況について、むつ市内の署、分署から順にご説明をいたします。

まず、残業時間についてであります。これにつきましては、平成24年度の実績でご説明いたしますと、平成24年度の残業時間は、消防本部1,341時間、むつ消防署8,715時間、川内消防分署4,661時間、脇野沢消防分署4,126時間、大畑消防署4,455時間、大湊消防署4,411時間、風間浦消防分署3,609時間、大間消防署1,346時間、佐井消防分署748時間、東通消防署6,584時間の合計3万9,996時間で、対象人員は251人となっております。平成23年度の残業時間数と比較いたしまして、ほとんど増減がなく、3時間だけの増となっております。

次に、有給休暇の取得状況についてであります

が、これは平成25年の平均取得日数で申し上げます。

平成25年の平均取得日数は、消防本部8日間、むつ消防署6日、川内消防分署5日、脇野沢消防分署4日、大畑消防署4日、大湊消防署3日、風間浦消防分署4日、大間消防署4日、佐井消防分署1日、東通消防分署2日となっております。全体の平均取得日数は4日で、平成24年と同じ取得日数となっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） ありがとうございます。

まず、第1点目の大湊消防署ですが、大湊消防署、大分古いので、早目に建設完了していくようにお願いしたいと思います。

それと、あわせて要望したいのが、川内が昭和44年ですから、もう44年たっていると。これも早く着手しないといけないし、今度は東通の南分署が41年、北分署が40年、脇野沢が39年ということで、どんどん、どんどんもう40年選手がふえていくという状況ですので、こういう点も含めて全般的に早目に整備を進めてくれることを要望したいと思います。

それと、次に女性消防職員の現状であります。成績に応じて採用していくのだということで、たまたま来年度ですか、1名が入るということで喜ばしいことではあります。ぜひとも私としてはふえてくれるように女性にも頑張ってもらいたいというふうに思っております。

それで、消防庁のほうから、この女性消防職員について、何か通知とか来ているものかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（山本伸一） ただいまのご質問にお答えいたします。

総務省消防庁のほうから何かあるかということですが、総務省消防庁のほうから、特に女性職員の採用につきましてはございませんので、ご理解いただければと思います。

- 議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。
- 1番（横垣成年） 男女共同参画推進ということで、国のほうは発信をしているということであり、例えば女性の地方公務員の採用、登用の促進ということで、平成27年度末までに30%程度女性が割合を占めるようにということで指示を出していると。あと消防庁のほうでは、消防組織における女性消防職員のさらなる積極的な採用と職域の拡大等について推進するため、各消防本部に対し、男女の区別ない平等な受験機会の提供、警防業務における職域の拡大、女性職員のための仮眠室やトイレ等の環境整備等に積極的に取り組むよう要請を行っているというふうな情報を私はつかんでおりますので、ぜひこういう観点で、先ほどの答弁ですと、女性が勤務できる施設はむつ署と大畑の2つだけだということではありますが、これをぜひ大湊、新しい消防署を建設するときは、そこら辺の環境整備というのはどういうふうに考えているのかもちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（山本伸一） ご指摘の大湊消防署の場合は、女性職員の居住区域はどうなのか。これはきちんと設けておりますので、女性職員が大湊署に配備されるということも考えることは可能でございます。

以上です。

- 議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。
- 1番（横垣成年） ぜひそういう形で、これから整備する施設は、そういう形の整備をぜひとも整えていただければ、当然今いろいろやっぱりうわさが広がるものですから、どうせ消防職員に採用

されても、例えば川内の方が採用されても、川内の消防施設には勤めることができないというふうな形であれば、やっぱり受験したくないなとかというふうな形もあるのかなと思いますので、やっぱりいろいろ整っていると、ここに勤務したいとか。いろいろ転勤もありますけれども、まず整備というのも大事ななと思いますので、ぜひとも整備を進めていただければなというふうに思います。

それと、消防職員の勤務状況と改善についてですが、残業は3時間ふえたと、あと有給休暇のほうはほとんど変わらないということで余り改善が進まないのがありますが、この原因はどういうところにあると考えますでしょうか。私が答弁を聞くと、結局配置基準342名に対して60名が不足しているというのが私は大きい原因ではないかなというふうに思うのです。結局回すのに人員が足りないから、残業とか有給休暇をとるのを我慢して回しているという現状があるのかなと思いますので、やっぱりそこら辺かなと思いますが、消防長のほうのお考えをお聞きしたいなと。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（山本伸一） ただいまの勤務状況の改善ということのお話でございますが、これにつきましては、議員ご承知のとおり、消防の勤務体制はいつ起こり得るか予測のつかない火災及び災害、事故等に対処するために、毎日24時間同じ職員の数が勤務しなければならないというものであります。したがって、勤務する職員をふやさなければ有給休暇の取得をふやすこともできないし、また残業の部分も一緒でございます。

先ほど管理者答弁にもありましたが、現在当消防本部の人員数の配備基準に満たない職員数であり、少しでも配備基準に近づけるために平成24年度に定数条例を改正させていただいております。職員数をふやすということにつきましては、これを

努力するというので、ただいまその段階にあります。

市町村職員の退職不補充等削減が進む中、消防職員をふやすためには多額の経費を要することや、市町村財政の状況が厳しい現時点では容易に消防職員をふやすことができないというのが現状であります。その中におきまして、少しずつではありますが、消防職員は増員してございます。ちなみに、平成24年にその定員数を改善、290名にしてから、平成26年度では5名ほどふえるという状況でございますので、ご理解をいただければと思います。

なお、残業時間につきましては、月でいくと大体1人13時間でございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

- 議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。
- 1番（横垣成年） ぜひとも消防職員は、健康、体力があつての職場ということもありますので、それを維持するためにもやっぱり良好な職場環境というのはもう大切ではないかなと思いますので、職場の勤務状況の改善、よろしく願いいたします。

それと、最後のほうの焼却炉でございますが、議長、あと5分ぐらいですね。

- 議長（半田義秋） あと15分。
- 1番（横垣成年） 15分あるの。

最後焼却炉のほうでございますが、まずこの方針に、こういう方針を掲げてくれて、本当に私は一つは安心をいたしました。やっぱりこういう立場で管理者が臨んでいるというのは、本当に私も感動いたしました。この方針をもっと早く知っていれば、もっと中身が違っていたのかなとは思いますが、こういう形でぜひ進めてもらいたいと思います。

それと、まず実施主体、これは共同処理か、市

町村単独でいくのか、これが決まらないために進まないというのですが、これもいち早く決めると同時に、管理者の話だと、あと10年使うような契約がそうだからというふうな話ですけれども、私は10年というのは、かなりリスクが高い焼却炉であるなど。もし億単位のまた事故が起これば、すごい支出になるので、そういう意味では早目にこういうのを立ち上げて、まず事業主体をどっちにするかというのは、もう早く決めると同時に、生ごみを分けるか分けないか、これも早く決めないと焼却炉の容量が決まらないということもあります。これについて、やはり事業主体もそうですけれども、ここのところをどうするのかも一緒に早く決めなければならないと考えているのです。

それこそ生ごみを分けないと、4割が生ごみですから、結局今の80トンがそのまま続く。分けると、4割がカットされて、平均すれば48トンの焼却量で済むということですから、かなり大きいのです。そこをどうするか。

しかも、生ごみを明日から分けますよといったって、各自治体で分ける住民の理解を得て、そういう行動をとるまでには、1年ではとても無理だと思います。やっぱりこれは何年かかる、もしかしたら5年ぐらいかかって、ようやくと住民の意識がそういう方向に行くのではないかなというふうな形でも考えるならば、10年、確かにあと10年ですけれども、10年といっても、そういうことも考えれば、今ぎりぎりですね、本当に。そういう意味では、そのところをまず管理者がどういうふうに考えているかということのちょっとお聞きしたいなど。

- 議長（半田義秋） 管理者。
- 管理者（宮下順一郎） 何か初めて横垣議員からお褒めの言葉をいただいたような思いをいたしておりますが、いっぱいリップサービスをしたいなと思いますけれども、なかなかできない状況で

ざいます。つまり事業主体をどうするのか、これも昨年9月議会が終わってからの庁議の中で、副管理者、構成市町村長からもさまざまなご意見を賜り、現在その状況でございます。早くやれといっても、拙速過ぎると、まずいものができてまいりますので、それぞれの議会の中での、各構成市町村の議会のご理解もいただかなければいけませんし、負担を伴うものでありますので、時間をじっくりとかけながらも横目に見ながら、あと10年というふうな期間がありますので、横目に見ながら、これは取り組んでいかなければいけないものと、こういうふうに思います。

生ごみの部分につきまして、むつ市の議会のほうからの選出された横垣議員でございますので、十分、例えば例をむつ市のほうにとりますと、段ボールコンポスト、ああいうふうな部分、横垣議員も多分ご協力をいただいていると思いますけれども、その部分での生ごみをいかに自然に戻していくのかという形で、予算を昨年度から、24年度から、そういうふうな動きをしております。やはりこれは一朝一夕にできないものでございます、お話しのように。しっかりとこれは、市民の皆様方、住民の方々のご理解を得ながら進めていかなければいけないものでございますので、むつ市としてそういうふうな取り組みもしていると。その部分でご参加をいただいている横垣議員でございますので、十分ご理解をいただいているものと、こういうふうに思います。

やはり4割の生ごみをどういうふうな形で処理していくのか。つまり現在のあのプラント、アックス・グリーンのプラントは、非常に温度を上げなければいけない。そこに生ごみが多いと。つまり生ごみが多いというよりも、カロリーが高いペットボトルだとか紙、そういうふうなものがリサイクル法、当時できて間もなくリサイクル法の中で分別をしなければいけない、こういうふうな形

になって、温度を上げるのに燃料費等がかかる。そういうふうなごみの変質、分類が進んで、分別が進んできたことによって、分別されて分別されて、カロリーの高いものは今度はリサイクルして、残されたものが生ごみというふうなことになって、水分が多くてあのプラント、さまざまな部分でトラブルが発生したし、そしてまた助燃するプロパンだとかそういうふうなもの、油だとか、そういうふうなものが非常にかかってきたと、カロリーを上げるために。そういうふうなところもありますので、やはり各方面、さまざまなところから視点を変え、研究、調査していかなければいけないものと、こういうふうに思っております。

先ほど横垣議員は、償還が29年度だから30年度から始めなさいと。すると、あと3年か4年です。なかなかそれは無理でありますし、また、プラントのメーカーの方との契約もあります。向こうでは、この契約を続けていきたい。そうしますと、双務の契約の中でやるわけですので、うちの方から解約をすると、こういうふうになると、非常にその部分での負担、これがますます増してくるというふうなことも当然ご理解いただけるものと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） あと5分ぐらいですか。

○議長（半田義秋） 8分。

○1番（横垣成年） はい。そういう意味では、慎重には進めてもらいたいのであります。

でもこの生ごみ、本当に分ける分けないでかなり違いますので、ぜひそのところも本当に、号令をここでかけないと、各自治体も動きづらいというのがありますので、早目にそこら辺、号令かけるかけない、判断してもらいたいなというふうに思います。

それと、今まで今の現焼却炉、10年たちました

ので、そろそろ検証というのが可能であるというふうにするのです。やっぱりそういうのもこの立ち上げた、基本構想策定に入るこの委員の中で、検証というのをしっかりやってもらいたいなど。今の焼却炉はどのような背景で採用されたか。実際採用した結果、この10年間どうであったかと。では、その反省含めて、これからはどのような方法がベストなのか。やっぱりこういう検証作業には十分可能な10年間をもう積んでいますので、それをぜひやってもらいたいというふうに思います。

議事録、過去のやつを読ませてもらいましたら、その当時は今の管理者も下行の議員で、かなり質問されているのを私も参考にさせていただきました。なぜ今の焼却炉を採用したかという、当時の判断だと、下北のごみの特性、塩分と水分が多いというふうに分析したみたいです。それで、ごみ質に左右されず、また資源化、いわゆる資源化の効率の高いガス化で、ガス化熔融炉を長年の経験に養われた、いわゆる安全性の実績のある流動床炉を地域に適した処理技術であると判断して今の焼却炉を決めたというのが過去ありますので、やっぱりこういう決定過程なんかもきちっと検証をして、その後我々議会にぜひ示してもらいたいというふうにするのですが、そこら辺の議会とのやりとりの部分も含めて、検証と、ぜひ報告というのも含めてどういうふうに考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 検証は、プラントメーカーがするのが一番いいのではないかと、こういうふうにする。今私が下行の議員のときのその内容をちょっとお話ありましたけれども、当時は夢のプラントだったわけです。資源化率も非常に高い、もう何も出てこない、溶かしてしまう、そういうふうなところが非常に夢のプラントであったわけでございます。しかしながら、先ほどお

話をしましたように、そのときにはペットボトルも紙も全部入れて、何度でしたか、最高2,000度まで上げると。つまり、それはカロリーが高いものを入れればそうなるわけですね。それを外してリサイクルしていこうというふうな、法律がそうなったわけですから、それを分けてしまうというふうなことで、水分の高いものだけが残るということになったわけでございます。

ですから、先ほどちょっと言い忘れましたけれども、生ごみについてはバイオ発電、これなんかも構成市町村の中では研究をしているところもあるわけでございますので、そういうふうなものもしっかりと研究をして、本当に夢のプラントであったけれども、現在のプラントは非常に金を食っていますので、そういうふうなことのないような形でやっていかなければいけない。そこには、慎重性も必要でございます。勇猛果敢に調査をしていくことも必要であります。そういうふうな形の中で、硬軟取り混ぜた形の中で研究調査をしていくというふうなことになろうかと思います。

検証は、やはり本当に我々素人があれだけの工場、科学工場みたいな、それをなかなか検証するという事は非常に厳しいものがあります。それよりは、もっともっと前に進んだ形で、先を展望した形の中でどういうふうなプラントがあるのかと。私自身も、自分のことになりますけれども、このプラントが入るときには、この手の熔融炉も見ました。流動床炉も見ました。それから、何かペレットになるやつ、そういうふうなものも、一時私はペレット派でございました。しかしながら、それを持ってきて燃やしますと、非常ににおいが出てきて、そしてまた余ってしまうと。こういうふうな、ですからそういうふうな一時的な感情の中でいいものだと、こういうふうなことではなくて、しっかりとこれはその現在のプラント、それは今10年たちましたので、さまざまな部分、行政

としてかかっている経費はわかりますので、そういうふうなものをどうやって減らしていけばいいのかと、こういうふうなものも総合的な判断をしながら次の炉に向かっていく。やはりそこには2年、3年では済まないというふうなことでご理解できるものと思います。

○議長（半田義秋） 横垣成年君、最後の質問、また答弁する側も最後の答弁となりますので、ご了承ください。

○1番（横垣成年） いいです、あと要望で終わりますので。

ぜひこの焼却炉、今また1億も負担がふえるような形の焼却炉ですから、早目に新しいのに切りかえることを要望して質問を終わります。

以上です。

○議長（半田義秋） これで横垣成年議員の質問を終わります。

ここで午後3時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長（半田義秋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎沖津正博議員

○議長（半田義秋） 次は、沖津正博議員の登壇を求めます。19番沖津正博議員。

（19番 沖津正博議員登壇）

○19番（沖津正博） 通告しておりました件について、何点か質問させていただきます。

今日のし尿処理施設は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提としつつ、循環型社会の形成を推進することに転換が図られてきており、公害防止、自動化、資源化等に係る技術の集積が進み、

維持管理に高度な知識、経験を要することや、建設に当たっては多額の費用がかかるものと言われています。

全国的にし尿処理施設では、供用年数がおおむね20から40年程度で廃止を迎えている施設が多く、多額の資金を投じて建設されたことを考慮すると、必ずしも供用年数が十分長いとは言えない状況になっています。

そこでお伺いいたします。本組合の衛生センターは、平成19年4月から稼働し、約50億円の建設費用がかかっていますが、返済期間、また寿命、いわゆる耐用年数はいつまでとなっているのでしょうか。さらには、高寿命化に向けてどのような方法や取り組みが考えられるのかお伺いしたいと思います。

以上、簡単ではありますが、質問とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（半田義秋） 管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 沖津議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、建設費用の返済はいつまでかとお尋ねであります。起債の最終償還年度は平成33年度となっております。ちなみに、平成25年度末の当該起債残高は19億円余りとなっております。

次に、ご質問の2点目、施設の寿命についてのお尋ねであります。し尿処理施設の耐用年数につきましては、一般的に25年から30年、統計上は29年での改築が一番多いと言われております。このことから、メンテナンス等を適正に行い、かつ大地震等よほどのことがない限り、30年はもつだろうと認識しております。

次に、ご質問の3点目、長寿命化に向けてどんな方法や取り組みが考えられるかとお尋ねですが、月並みではありますが、日常の運転管

理、定期的な点検整備、基幹的設備の更新等を適正かつ的確に実施することに尽きるのではないかと考えております。これらの積み重ねが長寿命化につながるものと認識をいたしているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） 19番沖津正博議員。

○19番（沖津正博） ありがとうございます。

建設費用の返済期間については、この後の補正の中でも若干触れられておりまして、おおむね理解しておりました。

それから、高寿命化の取り組みについてなのですが、機械とか設備については、おおむね20年とかというふうに言われておりまして、例えば建物についてはコンクリートの関係上、最大で50年のできるのではないかなというふうなことも一般的には言われているわけです。したがって、その建物をうまく利用するためには、施設や整備を随時更新していくといいますか、補修しながら、なるべく全体を長寿命化させていくというふうにも言われております。

これは、平成22年3月に環境省が出した廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課というところで、し尿処理施設・汚泥再生処理センター編という、いわゆる長寿命化計画の作成の手引というのがあるのです。当組合でも、こういった長寿命化に向けた計画書を作成されておられるのかどうかということをお聞きしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 沖津議員のご質問にお答えいたします。

長寿命化計画の具体的な計画があるかというようなお尋ねかと思っておりますけれども、現在までのところ、当該計画のほうはまだ策定しておりません。ただ、基本的には長寿命化ということにつきまし

ては、当組合所管施設に文化会館というのもありますし、そのあたりでもって、長寿命化ということでもって検討しております。いろいろ長寿命化に関しましては、従来のスクラップ・アンド・ビルドではなくて、やはり建替えが困難な中では延命を図るというようなことで、国のほうからもそういうふうなストックマネジメントという概念でもって、スクラップ・アンド・ビルドに対してそういうふうな概念が用いられているようなところもありますので、当然当組合といたしましても、今後建替えということはなかなか容易ではございませんので、延命化に努めてまいりたいと思いません。

ちなみに、現在の施設は平成19年度からの稼働ですけれども、それ以前の施設は、第1と第2という施設がございまして、第1のほうは40年稼働、第2のほうは36年稼働しております。

以上です。

○議長（半田義秋） 19番沖津正博議員。

○19番（沖津正博） ぜひ長寿命化をお願いしたいという立場から、計画書をもしというか、ぜひ、やっぱり作ってもらう方向で検討してほしいなというふうに思っております。

やっぱり高寿命化への取り組みは、自治体負担のこういった財政上の問題が一番だと思うのですが、やっぱりこれによって、いわゆる環境問題、温暖化対策等も図られているので、何とか最大限、何年もたせるのかという目標を持ちながら、いつ、どこの部品をどういうふうに更新すればこのくらい寿命が伸びて、このくらい効果があるのだよというのを、やはり数字に託して計画を立てていくことが大事ではないのかなというふうに思いますが、管理者、もしお考えがあればお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 沖津議員のおっしゃると

おりの部分、やはりその部分につきましては、長寿命化の中で、今先ほど来お話をしております平成19年の4月から稼働しております。この部分においては、定期的な検査もし、そしてまた機材等の交換、こういうふうなものを進めておりますけれども、沖津議員さんのおっしゃるとおりの部分もありますので、それに向けた検討は進めていきたいと、こういうふうに思います。

しかしながら、まだはっきり言って操業したばかりというふうなことで、現在またその包括ケアというふうなことが昨年度から始まって、その費用の平準化ということも進めておりますので、それらを踏まえながら検討を重ねていきたいと、こういうふうに思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（半田義秋） 19番沖津正博議員。

○19番（沖津正博） この計画書といいますが、本当にこうした、例えば見た目ではわからない部品の交換とかというのがいろいろ出てくるのです。非常にやっぱり知識や経験がないと、その辺のメンテナンスというのは大変素人では無理な部分があると思うのです。例えばもしこれから長寿命化計画を組んでいくときに業者のほうに、そういう例えばチェック、安全強化も含めたチェックも業者のほうに丸投げするのではなくて、やはり自治体も一緒になって、委託業者と一緒に、英知を結集して、どうやったなら長もちしてもらえるか、財政コストの上で効果のある取り組みができるかということは考えていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、強く要望したいなと。計画書をぜひつくってもらうように前向きに検討していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（半田義秋） これで沖津正博議員の質問を終わります。

◎日程第6 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（半田義秋） 次は、日程第6 議案審議を行います。

◇議案第1号

○議長（半田義秋） まず、議案第1号 下北地域広域行政事務組合一般廃棄物処理料金等審議会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず、なぜこういう審議会を設置するのかということ。今までで何も問題はなかったのではないかなというふうに私は思っておりますので、何か不都合があったのかどうかも含めてよろしくお願いします。

それと、適正化というのですが、それでは現在は適正でないのかというふうにちょっと疑問を思いましたものですから、何も問題ないのに適正化ということをする必要はないのかなというふうに思いますので、現在は適正であるのでしょうかというのを含めてお答えいただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） ご質問にお答えいたします。

なぜ審議会を設置するのか、今までで何か不都合があったのかのお尋ねでありますけれども、議案第7号のほうとも関連いたしますけれども、従来アックス・グリーンへの搬入ごみ処理手数料にかかわる事務につきましては、関係市町村のほうが所管していたものであります。むつ市におき

ましては、水道料金、ごみの収集運搬手数料及び
アクセス・グリーンへの搬入ごみ処理手数料を改
定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見
を聞いているところでありまして、このたびアッ
クス・グリーンへの搬入ごみ手数料にかかわる事
務が関係市町村から組合に移管されることから組
合の審議会を設置するものであります。

次に、適正化と言うが、現在は適正でないのか
とのお尋ねでありますけれども、条例第2条が規
定する適正化につきましては、現行料金が適正か
否かを含めまして、料金適正化について調査、審
議するというものでありまして、決して現行料金
が適正ではないということではありません。しか
しながら、アクセス・グリーンへの搬入ごみ処理
手数料が長年据え置かれているのも事実でありま
して、本議案が可決いただきましたら、速やかに
本審議会を立ち上げ、料金改定についてご審議い
ただく予定としておりますので、ご理解いただき
たいと存じます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） といいますと、これから値上
げというか、そういうのも検討するというのです
から、ちょっと思わぬ答弁でありましたけれども、
ということですが、ちょっと確認させていただき
たいのですが、そうすると今までは各自治体のほ
うにこういう審議会というのを設けて、そこで協
議されていたから、下行ではわざわざこういうの
をつくる必要はなかったと。ところが、各市町村
から今度は事務がこっちに移管されたので、やっ
ぱりこっちはそういう業務をする必要があるのだ
と。こういうのを立ち上げたということによろしいか
どうかということを確認させていただきます。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 横垣議員お見込みのと
おりでございます。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これ
で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長（半田義秋） 次は、議案第2号 下北地域
広域行政事務組合消防長及び消防署長の資格を定
める条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

この消防組織法の改正というのは、なぜ行われ
たのかをお聞きいたします。

それと、長の直近下位の内部組織の長というふ
うな、ちょっと日ごろ使わないような表現があり
ますので、これは具体的に何を意味しているのか
というのをお聞きいたします。

以上です。

○議長（半田義秋） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（櫻井以文） 横垣議員のご質
問の1点目、消防組織法の改正はなぜ行われたか
とのご質問についてお答えいたします。

平成25年に地域の自主性及び自立性を高めるた
めの改革の推進を図るための関係法律の整備に関
する法律が公布され、それに基づき消防組織法が
一部改正となります。改正前の消防組織法では、
消防長及び消防署長の資格については、政令によ
りその資格が定められておりましたが、地域の自
主性及び自立性を高めるための改革を推進するた

め、改正後の消防組織法では市町村の条例により消防長及び消防署長の資格を定めることとされたものであります。それに伴いまして、このたびの条例制定となりましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、長の直近下位の内部組織の長とは具体的に何かのご質問についてであります。地方自治法第158条においては、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため必要な内部組織を設けることができるとされております。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務につきましては条例で定めるものと規定されておりますことから、各市町村においては条例により長の直近下位の内部組織を定めております。そのため、定められた条例により、長の直近下位の内部組織として、部を置く地方公共団体においては部長が、課を置く地方公共団体については課長が長の直近下位の内部組織の長となりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長（半田義秋） 次は、議案第3号 下北地域広域行政事務組合事務局設置条例の一部を改正する等の条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長（半田義秋） 次は、議案第4号 下北地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長（半田義秋） 次は、議案第5号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長(半田義秋) 次は、議案第6号 下北地域広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長(半田義秋) 次は、議案第7号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番横垣成年議員。

○1 番(横垣成年) 2点ほどお願いします。

今回の手数料の変更は、どういうわけなのかと。結局4月から引き上げになりますから、消費税の影響もあるのかどうかをお聞きいたします。

それと2点目ですが、この改正の市内への影響

についてお聞きいたします。対象件数は何人で、影響総額は幾らなのかというのをお聞きいたします。

以上です。

○議長(半田義秋) 事務局長。

○事務局長(川西 彰) ご質問にお答えいたします。

手数料の変更は、消費税の関係かとお尋ねでありますけれども、まず許可業者関係手数料につきましては、条例別表の様式変更によるものであります。

次に、一般廃棄物関係手数料につきましては、関係市町村からの当該事務移管によるものであります。いずれにつきましても消費税の関係ではありませんので、ご理解いただきたいと存じます。

消防関係手数料については、消防のほうからお答えいたします。

○議長(半田義秋) 消防本部次長。

○消防本部次長(大久嘉範) 消防関係手数料及びその影響等についてお答えいたします。

危険物施設等に係る手数料につきましては、人件費等の変動を考慮し、総務省消防庁において3年ごとに見直しが見直しがなされます。その結果、手数料の改正があれば、手数料に関する政令の一部が改正され、これを受けて条例改正が必要となるものであります。今回は、消費増税分も勘案して改正された旨の通知がされてございます。

また、その影響についてであります。今回手数料が増額改正されますのは、特定タンクと言われる危険物を貯蔵する容量が1,000キロリットル以上のタンクを新設する場合の申請手数料等と危険物一般取扱所と製造所において、取扱数量が指定数量の200倍を超える施設の設置許可申請の手数料となっています。該当する規模のタンクは、下北管内には4基あります。また、該当する一般取扱所は管内94施設のうち、先ほどの特定タンク

に付随する施設などの7施設が該当になります。現時点で、これらの規模を超える施設の設置計画は示されておりませんので、また管内には製造所はありません。したがって、影響はないと考えております。

以上でございます。

- 議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。
- 1番（横垣成年） 消防のほうであります。消費税も若干絡んでいるというふうなことでありますが、これ結局人件費の変動等を3年ごとに見直しして引き上げるということですが、結局この引き上げた分は、これを作業する人件費にそのままシフトするものだというふうに考えていいのかどうかということですが、結局当然作業する人の、その人の人件費に回るというふうなものだというふうに考えていいのかどうか、確認です。
- 議長（半田義秋） 消防本部次長。
- 消防本部次長（大久嘉範） そういうものも考慮されて改正になるということでございます。
- 議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可します。1番横垣成年議員。

（1番 横垣成年議員登壇）

- 1番（横垣成年） 議案第7号に対し、反対討論いたします。

本案は、タンク貯蔵等の設置許可や検査の手数を引き上げるなどとしているものであります。

本案に反対いたします。

- 議長（半田義秋） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第7号について、ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者1人）

- 議長（半田義秋） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇議案第8号

- 議長（半田義秋） 次は、議案第8号 平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇議案第9号

- 議長（半田義秋） 次は、議案第9号 平成26年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番横垣成年議員。

- 1番（横垣成年） 何点かお願いいたします。

まず、予算書の18ページのほうですが、文化会館の予算が計上されておりますが、会館費で2億8,443万5,000円ということで、かなり大幅にふえております。これは、空調設備改修などというのがありますが、去年も1億円単位の改修費、今回も1億円単位の改修費が追加になって、むつ市の議会のほうで聞いたところによると、平成30年まで

には総額10億円ぐらいの改修費だというふうな説明があって、そのぐらいお金かけてどのぐらいもつのかなというのも思いましたものですから、これからの改修予定、具体的にどういうものなのか、あと総額と改修後の耐用年数、それこそ28年たっているというのですが、先ほどの沖津さんの話だと、50年ぐらいもつような話もありましたものですから、やっぱり当然そのぐらいもってもらえればなというふうに思うのですが、そこのお考えをお聞きしたいと思います。

それと20ページのほうですが、塵芥処理費の委託料が1億ぐらいふえております。当然消費税だとか円安でオイルが高くなっているというのも多分あるかなと思いますが、そこの内訳をお聞きいたしたいと思います。

それから、21ページのし尿、これ、25年度の予算には需用費の中に光熱水費というのが結構6,000万円ぐらいの支出であって、今回その項目がなくなっていると。委託料の中に入っているのかなと思うのですが、そここの理由をお聞きしたいなというふうに思います。当然委託料がふえているので、そこかなとも思いますが、そこも含めてお願いいたします。

それと22ページですが、高機能指令センター委託料が2,480万6,000円ということですからかなりふえております。この理由をお聞きしたいと思います。

それと、同じページのデジタル無線整備、これが12億2,661万7,000円ということで、かなりの金額、私一般質問したとき12億5,000万円ぐらい整備にかかるというふうなことで、ほとんど、では今年で、今年度で全部完了なのかなというふうな規模の金額なので、そこも含めて内訳をお聞きしたいというふうに思います。

それと、23ページの救助工作車1億6,886万9,000円ということで、この活用と、かなりいい車だと、工作車だというのは聞いておりますので、

今後もうここだけの配備で終わるのか、それとももっと配備をする予定があるのかどうか、そここのところもお聞きしたいなというふうに思います。

あと26ページの新しい大湊消防署の部分ですが、この用地の広さはどのくらいなのか、あと購入単価はどのくらいなのか。それと、ここに残地補償801万9,000円とあるのですが、「ほか」とあるのですが、この意味をお聞きしたいと。

以上です。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） ご質問にお答えいたします。

文化会館の今後の改修予定と総額と、改修後の耐用年数に関するお尋ねでありますけれども、まず今後の改修予定についてでありますけれども、むつ市議会3月定例会で、総務政策部長の答弁にもありましたとおり、平成30年度までを計画しておりまして、毎年度各種業務委託により設備の保守点検をしており、その点検結果報告に基づき重要性、緊急性等を考慮し、26年度から30年度まで約10億7,600万円の改修費用を見込んでおります。

次に、改修後の耐用年数はとのお尋ねでありますけれども、文化会館の法定耐用年数は41年、設備関係が最長で15年となっておりますが、これはあくまで減価償却のための指標でありまして、必ずしも建物や設備の寿命を意味するものではありません。改修後の耐用年数ということでは、できるだけ長くということを考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、塵芥処理費委託料の約1億円増の内容についてのお尋ねであります。増の主な要因は電気料1,700万円余、燃料費、LPガスですけれども、3,500万円余、消費税引き上げ分3,700万円余であります。電気料、燃料費につきましては、委託料改定ルールにおきまして、前々年度実績を用いるということにしております。

次に、し尿処理費、需用費から光熱水費がなくなった理由、委託料がふえた理由についてのお尋ねでありますけれども、これは包括契約移行によるものであります。25年度当初予算におきまして、包括契約にかかわる経費を委託料に集約一元化いたしましたけれども、光熱水費については当該一元化から除外しておりました。26年度当初予算では、光熱水費も委託料に一元化したことから、委託料がふえております。前年度委託料比較では、実質約3,200万円の増となっておりますが、主要因は電気料金の値上がり、消費税率引き上げによるものであります。

○議長（半田義秋） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（櫻井以文） 横垣議員ご質問の高機能消防指令センター委託料の増についてお答えいたします。

構成市町村と議員皆様のご理解を得まして、平成24年度に整備いたしました高機能消防指令センターは、平成26年4月をもちまして、運用開始から1年を経過いたします。それに伴いまして、指令センターの設備、機器につきましては、1年間の保証期間が終了となりますため、平成26年度以降、指令センターの設備、機器を常に正常な状態に保つための保守費用が発生いたします。その保守点検業務委託料として2,137万円を予算計上いたしましたので、その分が増額となっております。

高機能消防指令センターは、119番通報受け付けから各署所への出動指令など、指令にかかわる全ての業務を365日24時間体制で行っております。そのため、設備機器も24時間フル活動しておりますことから、万が一にも故障等により受け付け、指令業務に滞りが生じないような保守内容、例えば障害が発生した場合の24時間サポート、代替機の交換などを保守費用の中に含んだ額となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、デジタル無線整備は今年度で終了かとの

ご質問についてであります。議員も既にご承知のとおり、消防救急無線は電波法の改正によりまして、平成28年5月31日までに現在のアナログ無線方式からデジタル無線方式への移行が義務づけられましたことから、当消防本部の無線基地局と車載を含めました無線移動局の全てをデジタル無線方式へ移行することとなったものであります。

この無線整備におきましては、現在使用しておりますアナログ無線方式と同程度の無線交信範囲の確保を図るため、新しく増設する無線基地局6局を含めました計8局の無線基地局での運用を開始いたします。この無線整備の財源としては、当初の計画におきましては、構成市町村の財政負担を考慮いたしまして、平成26年度、平成27年度での2カ年での継続事業としておりましたが、平成25年度の起債事業でありました起債充当率100%、交付税算入率70%の財源措置が有利な緊急防災・減災事業債が平成26年度においても活用できることとなりましたことから、工期短縮等の検討を十分踏まえました上で、構成市町村と協議いたしました結果、平成26年度の単年度事業といたしました。

なお、施工管理を含めました工事事業費は12億4,224万3,000円を見込んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） 消防本部次長。

○消防本部次長（大久嘉範） 救助工作車の活用と今後の配備計画についてのお尋ねであります。救助工作車は、ウインチやクレーン、そして照明措置などを装備した車両に人命救助に必要なさまざまな資機材を積載し、火災はもちろんですが、交通事故や水難事故現場等において、迅速に救助活動が行えるように艤装された車両であります。現在は、むつ消防署に配備されており、平成25年度中の実績では19件の活動が報告されてございます。長期総合計画の中では、平成29年度以降に配

備が計画されております。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 大湊消防署長。

○大湊消防署長（木村勝則） 横垣議員ご質問の大湊消防署建設用地の広さと購入単価及び残地補償についてと、その他の補償についてご説明いたします。

大湊消防署建設用地の広さは、総面積で8,979.41平方メートルになっております。

次に、購入単価についてでございますが、土地の現況が異なることから、その土地ごとに鑑定評価を実施し、これをもとに適正な価格で予算を計上しておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、残地補償についてご説明いたします。残地補償とは、取得の対象とならない土地、いわゆる残地につきまして、その面積や形状、環境等が変わりますので、これによって評価額、価値の減少等損失が認められる場合にご協力をいただきます所有者が不利益がこうむることのないよう、その損失を補償するものであります。

その他の補償についてであります。これは取得を予定しています区画が現状山林でありますので、その部分の立竹木補償の費用になっております。そのほか立て看板等の工作物、これの移転補償となっております。

なお、今回この用地取得に当たりましては、国の定めた補償基準に従って公正に事務を進めております。その取得価格、補償金につきましても、専門家による鑑定評価を実施し、これをもとに適正に算定しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 再質問させていただきます。

まず、文化会館についてであります。ちよつ

と耐用年数ができるだけ長くというので、大変非科学的な表現でありまして、当然これ建築家の、建築の専門の方は、当然この修理をするとどのくらいもつかというのは当然算出しているものだと思いますので、そういう前提でいろいろ改修をするものだと思いますので、そういう表現はちょっといかなかなと思いますので、そこのところもう少し詰めて、はっきり改修を依頼した業者に、そこのところをはっきり問いただした上で改修を進めるやり方が普通でないかなと思いますので、そのやり方自身もちょっと逆にそういう答弁聞いて不安を持ちますので、そこのところ、やりとりどうなっているのかというのもちよつと詳しくお聞きしたいなというふうに思います。

それと、20ページのほうの塵芥ごみの委託料が今回1億ぐらいふえたので、ということは、もうこの金額がこれから固定というふうな形で考えていいのかどうかというふうなことです。そこところを確認させていただきます。

それと最後、新しい大湊署であります。完成はいつになるのかというのをちよつとお聞きしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 最初の文化会館の耐用年数について、改修後の耐用年数についてのお話、お尋ねですけれども、非科学的というお話でしたけれども、一応この長寿命化に関しましての市のほうの関連質疑の中でもできるだけ長くと、可能な限り長くと、そういうような言い回しで実はやりとりされていることもございまして、一応組合のほうも同様のスタンスでもってお答えさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（山本伸一） 大湊消防署にかかわる、新しい大湊消防署にかかわるご質問でございます。

若干詳しく説明させていただきますけれども、平成26年度で用地取得を完了させたいということでございます。なお、今後につきましては、市財政局と十分協議し、実施計画、これ5カ年の実施計画を策定しておりますので、それを踏まえまして、平成27年度においては大湊消防署庁舎建設に向けての実施設計、これに入りたいと思っております。

続きまして、28年度、これにつきましては用地造成工事に入る、それ以降は調査・建設に向けるということでございますので、現段階では明確にいつということは申し上げることはできませんけれども、消防といたしましても、相なるべく早い時期での完成を目指しているということでご理解いただければと思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 答弁漏れがございました。

塵芥処理費の委託料について、今後このコストが固定していくのかというふうなお尋ねでしたけれども、基本的には積算の内訳といたしましては、固定費と変動費の部分がありまして、当然いわゆる光熱水費につきましては変動コストになりますので、その辺については実績に応じて変わっていくということになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 大湊のほうであります。この感じだと5カ年で、まだかなり四、五年はかかるなというふうに思いました。となると、私一般質問で言いましたが、今度川内とか、それこそ東のほうの分庁舎ですか、そっちのほうは40年選手で、川内が44年で、あと5年かかるというと、もう49年というふうな形で、今度川内のほうがどんどん、どんどん古くなっていきますので、そこら辺やっぱりきちっと、こっち終わったら川内ではなくて、川内も同時並行的に進めなくてはいけな

いかなというふうに思いますので、ぜひそのバランスをとって進めてくださるよう要望して終わります。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（半田義秋） これで本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

以上で下北地域広域行政事務組合議会第100回定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時56分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 半 田 義 秋

下北地域広域行政事務組合議会議員 中 村 正 志

下北地域広域行政事務組合議会議員 菊 池 隆 年

下北地域広域行政事務組合議会第100回定例会会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	3月25日	火	本 会 議	開 会 ◎ 諸般の報告 第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 平成26年度運営方針 第4 議案一括上程、提案理由の説明 第5 一般質問 第6 議案審議（質疑、討論、採決） 閉 会

議事経過一覧表

下北地域広域行政事務組合議会（第100回定例会）

議案番号等	件名	議決月日	審議結果
議案第 1号	下北地域広域行政事務組合一般廃棄物処理料金等審議会条例	3月25日	原案可決
議案第 2号	下北地域広域行政事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例	3月25日	原案可決
議案第 3号	下北地域広域行政事務組合事務局設置条例の一部を改正する等の条例	3月25日	原案可決
議案第 4号	下北地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3月25日	原案可決
議案第 5号	下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3月25日	原案可決
議案第 6号	下北地域広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例	3月25日	原案可決
議案第 7号	下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例	3月25日	原案可決
議案第 8号	平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	3月25日	原案可決
議案第 9号	平成26年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算	3月25日	原案可決

下北地域広域行政事務組合議会第100回定例会一般質問通告書

質問者	質問事項	質問の要旨	答弁を求める者
1番 横垣成年議員	1. 消防について	(1) 大湊消防署について (2) 女性消防職員の現状と今後について (3) 職員の勤務状況と改善について	管理者
	2. 焼却炉について	(1) 新焼却炉への取り組みについて	管理者
19番 沖津正博議員	1. 衛生センターについて	(1) 平成19年4月から稼働している施設について ①約50億円の建設費用がかかっているが返済期間はいつまでとなっているか ②寿命はいつまでと想定しているか ③高寿命化に向けてどんな方法や取り組みが考えられるか	管理者